

平成31年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成31年3月4日午前9時28分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課企画員	平尾好孝	総務政策課員	中島正博
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課企画員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
住民生活課企画員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課企画員	三浦誠	税務課長	橋本秀行

税務課企画員	・ 口 正 史	上下水道課長	川 口 孝 志
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所 長	中 松 秀 夫
教育委員会 生涯学習課長	上 堀 公 嗣		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条約
- 日程第 10 議案第 7 号 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 10 号 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 11 号 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例

日程第 1 7	議案第 1 4 号	上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 1 5 号	上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 1 6 号	上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 1 7 号	上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議案第 1 8 号	上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議案第 1 9 号	上富田町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	議案第 2 0 号	上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議案第 2 1 号	上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	議案第 2 2 号	上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 6	議案第 2 3 号	上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 7	議案第 2 4 号	上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 8	議案第 2 5 号	中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例
日程第 2 9	議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 3 0	議案第 2 7 号	平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 1	議案第 2 8 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
日程第 3 2	議案第 2 9 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
日程第 3 3	議案第 3 0 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
日程第 3 4	議案第 3 1 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）
日程第 3 5	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）

日程第 3 6	議案第 3 3 号	平成 3 1 年度上富田町一般会計予算
日程第 3 7	議案第 3 4 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3 8	議案第 3 5 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 3 9	議案第 3 6 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 4 0	議案第 3 7 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計診療所事業予算
日程第 4 1	議案第 3 8 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 4 2	議案第 3 9 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
日程第 4 3	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
日程第 4 4	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 4 5	議案第 4 2 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第 4 6	議案第 4 3 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第 4 7	議案第 4 4 号	平成 3 1 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 4 8	議案第 4 5 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計朝来財産区予算

△開 会 午前 9 時 2 8 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成 3 1 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 3 1 年第 1 回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 2 番、木本眞次君、1 番、山本哲也君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 2 2 日までの 1 9 日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は 1 9 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成30年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した平成31年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書と、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書と、辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議についてをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日3月4日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石 哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成31年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

去る2月17日には、第18回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が和歌山市にて開催され、応援に駆けつけました。10区間、21.1キロを北山村を除く県下29市町が参加し、順位を競いました。上富田町の選手たちは、本町のたすきを肩に、練習をともにしてきた仲間とともに、15位と健闘し、県庁前のゴールまで無事たすきをつなぐことができました。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いいたします議案につきましては、条例の一部改正24件、条例の廃止1件、指定管理者の指定1件、平成30年度一般会計・特別会計補正予算6件、平成31年度一般会計特別会計予算13件の計45件であります。

なお、追加議案として工事請負契約の締結 6 件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件 1 件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第 1 回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

平成最後の年となり、5 月から新年号に変わりますが、厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、なお、一層の取り組みを進めてまいります。

平成 31 年度の一般会計当初予算の編成に当たり、第 4 次上富田町総合計画及び上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正や、新規施策の動向、経済情勢を見きわめ、地方財政措置の動向に留意し、子ども医療費の拡充や学校給食のランニングコスト、学校施設の整備、公共施設の更新などの財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、事務事業の見直し、徹底した行財政改革により、将来の財政負担の抑制を図るよう職員に指示しています。基本的には基金等を取り崩さないよう予算編成を進めてきましたが、財源不足が生じたため、財政調整基金からの繰り入れとして措置しています。

職員には、今後も非常に厳しい財政状況が続くことを認識させるとともに、また、議員、町民の皆様にも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っています。

また、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

本年 10 月の消費税及び地方消費税の改正に伴い、各施設等の使用料等を改正してございます。

議案第 1 号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、平成 31 年度国民健康保険税の税率を改正するものであり、県が財政運営の責任主体となるため、県の示した標準保険税率を参考とした税率改正となり、平均で減額改定をするものであります。

次に、議案第 2 号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、保健衛生事項調査会委員等の報酬額を年報酬から回数に応じた報酬に改正、また、坂本付城跡等の調査検討委員報酬を追加するための本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 3 号につきましては、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

の一部を改正する条例案でございます。この条例は、和歌山県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号につきましては、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、敬老年金給付対象年齢の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号につきましては、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、消費税及び地方消費税率の改正に伴い、使用料を改正及び時間表記を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号につきましては、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例につきましても、消費税及び地方消費税率等の改正により、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金貸し付け等について、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案から議案第14号上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例案までの7議案につきましても、消費税及び地方消費税率等の改正に伴い本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号につきましては、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は上富田スポーツセンター内に竣工します食育交流センターを設置するための改正と、第2条では、消費税及び地方消費税率等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号につきましては、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例も消費税及び地方消費税率等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号につきましては、上富田町産業振興文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、指定管理者制度を導入するための改正及び消費税及び地方消費税率等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第20号上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例案までの3議案につきましても、消費税及び地方消費税率等の改正に伴い、本条例の

一部を改正するものであります。

次に、議案第２１号につきましては、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、学校教育法等の改正に伴い、専門職大学が制度化されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２２号上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第２４号上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案までの３議案につきましても、消費税及び地方消費税等率等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２５号につきましては、中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例案でございます。この条例は、当初の目的を達成しましたので、基金を廃止するものでございます。

次に、議案第２６号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町産業振興文化交流館について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により、一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第２７号につきましては、平成３０年度上富田町一般会計補正予算（第５号）でございます。今回、補正前の額から４，７６８万２，０００円を減額し、予算総額を６６億８，１０１万９，０００円と定めています。補正予算の概要は、総務費では、町役場庁舎の放送設備改修工事請負費５５９万円を減額補正、民生費では、特別会計後期高齢者医療への繰出金４５３万６，０００円を追加補正、衛生費では、合併処理浄化槽補助金９２０万円を減額補正しています。農林水産業費では、特別会計農業集落排水事業への繰出金７９１万７，０００円を減額補正、商工費では、事業所等立地促進基金への積立金２，０００万円を追加補正しています。土木費では、特別会計公共下水道事業への繰出金９２０万円を追加補正、教育費では、文化会館の空調設備改修工事請負費５６万９，０００円を減額補正しています。

一方、歳入につきましては、手数料、国・県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入、町債を見込み措置しています。

議案第２８号、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）から議案第３２号、平成３０年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第３号）までの５議案につきましては、事業の見直しによる補正を行っています。

次に、議案第３３号、平成３１年度上富田町一般会計予算から議案第４５号、平成３１年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの１３議案につきましては、議会会期中に

予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては担当課長、企画員に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、平成31年度の職員体制についてですが、まず、平成31年4月1日付で職員8名を新規採用をします。職員の人事交流につきましては、現在、町で受け入れている和歌山県からの派遣職員は警察本部からの派遣職員も含め、3名のうち2名が帰任することになりますが、警察本部からの派遣職員については、引き続き1名の派遣を要請し、平成31年度では和歌山県からは2名の派遣となります。また、和歌山県に派遣している町職員2名のうち1名が帰任しますが、今回、新たに和歌山県後期高齢者医療広域連合及び和歌山地方税回収機構へそれぞれ1名の職員を派遣し、派遣職員は3名となります。

また、町職員と社会福祉法人上富田町社会福祉協議会職員の人事交流期間の終了により、相互に1名を派遣していましたが、それぞれ帰任することとなります。

一方、平成30年度末での退職予定者は7名となっています。これにより職員数につきましては、平成30年4月1日現在では122名、平成31年4月1日現在では122名となります。職員数の増減はありませんが、現在、育児休業中の職員が5名いますので、人員が不足する部署については臨時職員を採用することで当面乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上で挨拶とします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時52分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第４ 議案第１号～日程第４８ 議案第４５号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第４ 議案第１号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第４８ 議案第４５号、平成３１年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで、４５件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

私のほうからは、議案第１号をご説明いたします。

議案第１号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、条例案の趣旨・背景につきまして、若干説明いたします。

国民健康保険制度につきましては、平成３０年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの医療費水準や所得水準などを考慮して、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定いたします。県は、この納付金を納めるために必要な標準保険税率を市町村ごとに算定します。市町村は、県の示した標準保険税率を参考に税率を決定し、国保税を賦課徴収して県に納付金を納めることとなります。

今回の改正ポイントにつきましては、平成３１年度より賦課割合を見直しまして、応能応益割合について、従来の４０対６０から５０対５０に変更することになります。

内容につきましては、応能割合の所得割で１０引き上げる部分に対しまして、応益割合の均等割で５、平等割で５引き下げる改正となります。平均で国保税の減額改定案となっております。

また、県が決定した国保事業費納付金を改正後の賦課割合、いわゆる応能部分で所得割４５、資産割５、応益部分で均等割２０、平等割３０で配分し算定した結果、医療、後期、介護保険につきましては、３０年度と比較して、所得割がそれぞれ引き上げとなり、医療、介護保険部分の資産割、均等割がそれぞれ引き下げとなります。また、医療、

介護保険の資産割、均等割、平等割についてそれぞれ引き下げになります。また、後期高齢者支援金分につきましては、資産割を引き上げまして、均等割、平等割が引き上げとなります。

なお、この改正案につきましては、去る２月６日に国保運営協議会を開催し、賦課割合や税率等の改定について諮問を行い、委員の皆様方につきましては協議をいただき、承認をいただいております。

以上の趣旨・背景を踏まえまして、本条例の一部を改正し、国保税等の改正案の承認を求めるものでございます。

以下、改正条文を掲載しています。

第３条第１項につきましては、医療費部分の所得割の税率で、現行の「１００分の５．６」を「１００分の６．４」に改正するものでございます。

次に、第４条につきましては、医療費部分の資産割の税率で、現行の「１００分の２１．５」を「１００分の１９．５」に改正するものでございます。

第５条につきましては、医療費部分の均等割で、現行の１人当たり「２万１，０００円」を「１万６，０００円」に改正するものでございます。

第５条の２第１号につきましては、医療費分の平等割でございまして、現行の１世帯当たり「５万円」を「４万１，０００円」に改正するものであります。

以下、改正条文を掲載しておりますが、お時間の都合等によりまして割愛させていただきます。

２ページをお願いいたします。

附則１項におきまして施行期日を定めており、この条例は平成３１年４月１日から施行するとしております。

次に、附則２項において適用区分を定めておりますので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

また、３ページ以降に参考資料の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

私からは、議案第２号についてご説明申し上げます。

議案第２号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第1条、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条で、第2条の別表第1中保健衛生業務嘱託医の報酬を年報酬から1回当たりに、保健衛生事故調査会委員及び保健衛生業務嘱託医（歯科医）についても同様に、年報酬から1回当たりに改めるものであります。

第2条では、第2条の別表第1中坂本付城跡、竜松山城跡調査検討委員報酬を追加するための改正となります。

2ページをお願いいたします。

附則で、施行期日等を定めてございます。この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は平成30年12月21日から適用するとしてございます。

参考資料としまして、3ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

よろしくお願いします。

私からは、議案第3号について説明させていただきます。

議案第3号、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「1月から7月までの間」を「1月から10月までの間」に改める。

本条例につきましては、和歌山県ひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱におけるひ

とり親家庭医療費の支給制限の適用期間が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 ページの新旧対照表につきましては、お目通しくださいますようお願いします。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から適用するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第4号から議案第7号についてご説明申し上げます。

まず、議案第4号、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例。

上富田町敬老年金給付条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町敬老年金給付条例の一部改正。

上富田町敬老年金給付条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、敬老年金給付対象年齢の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、2 ページをお願いします。

第2条中「年齢満80歳以上」を「年齢満85歳以上」に改めるものでございます。

1 ページに戻ってください。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、上富田町高齢者憩の家に係る利用料等が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は、平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページ、新旧対照表を添付してございますので、お目通しください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第６号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、福祉センター使用料等が改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議案第７号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正。

上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、２ページのほう、よろしくお願いします。

第１４条の見出しについて、「利率」の下に「及び保証人」を加え、同条２項として、

「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。」と同条３項「前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。」を追加し、第１５条第１項中「年賦償還」の次に、「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第３項中「、保証人」を削り、「第１２条」を「第１１条」に改めるものでございます。

１ページに戻ってください。

附則１としまして、施行期日を平成３１年４月１日からとし、経過措置とし、附則の２としまして、この条例による改正後の上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害による被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、栗田君。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第８号についてご説明いたします。

議案第８号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、一般廃棄物処理等に関する手数料が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成３１年１０月１日から施行としてございます。

参考資料として、２ページから新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは、議案第 9 号についてご説明を申し上げます。

議案第 9 号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

1 ページをお願いいたします。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部改正。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の別表を次のように改める。

この条例は、本年 10 月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、当学校施設使用料等が改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成 31 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

なお、2 ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは、議案第 10 号から議案第 15 号までについてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第 10 号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年 10 月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、公民館使用料などが改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成 31 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

続きまして、議案第 11 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年 10 月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、文化会館各室使用料などが改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成 31 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

続きまして、議案第 12 号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年 10 月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、文化交流館使用料などが改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成 31 年 10 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

続きまして、議案第 13 号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、プールの使用料が改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

続きまして、議案第１４号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部改正。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、児童館使用料などが改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

続きまして、議案第１５号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

この条例は、今回完成する食育交流センターを条例上設置するため及び本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、体育施設使用料などが改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

第１条、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「上富田スポーツセンター 上富田朝来３８７１番地」を「上富田スポーツセンター（食育交流センターを含む） 上富田町朝来３８７１番地」に改める。

第２条、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第１項の別表を次のように改める。

以下、別表につきましては省略させていただきます。使用料などについては、お目通しをお願いします。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年10月1日から施行するとしてございます。

7ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照のほどお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願いします。

それでは、私のほうからは、議案第16号、そして第17号についてご説明させていただきます。

議案第16号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改める。

この条例は、本年10月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、使用料が改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成31年10月1日から施行するとしてございます。

2ページに新旧対照表を添付していますので、お目通してください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号でございます。上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(案)。

上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正につきましては2点ございます。

1点目につきましては、本年10月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴う使用料の改正であります。

それと、もう一点につきましては、当施設を指定管理者制度に対応できるよう条例の一部を改正するものであります。

第10条に、指定管理の期間については5年以内、第11条に、主な業務は施設の利用の許可に関する業務、それと開館時間内での管理業務、そして施設の維持管理業務となっております。

第12条に、利用料金につきましては、指定管理者の収入として収受させることができると定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定、別表とは消費税改正に伴う消費税の使用料の改正の部分であります。その部分につきましては、平成31年10月1日から施行するとしてございます。

3ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくお願いします。

私からは、議案第18号から議案第21号についてご説明申し上げます。

議案第18号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税率の改正に伴い、農業集落排水使用料が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、施行期日につきましては、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。また、経過措置につきましては、平成３１年１０月１日前から継続して農業集落排水を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成３１年１０月３１日までの間に使用料の額が確定するものについては、なお従前のとおりとするとしてございます。

次の２ページに新旧対照表を添付していますので、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第１９号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例。

上富田町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町下水道条例の一部改正。

上富田町下水道条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、消費税及び地方消費税率の改正に伴い、公共下水道使用料が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則の施行期日、経過措置につきましては、先ほどと同様となっております。

次の２ページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２０号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業給水条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道事業給水条例の一部改正。

上富田町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、同じく消費税及び地方消費税率の改正に伴い、水道料

金が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次の２ページをお願いします。

附則の施行期日、経過措置につきましては、先ほどと同様となっております。

次の３ページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２１号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格の基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正。

上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の理由につきましては、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正により、本条例に引用している布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格の部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、今般の学校教育法改正において、専門職業人の養成を目的とする高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、専門職大学の前期課程を修了した者については短期大学士相当の学位が授与され、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、本条例もその旨を第３条第１項第３号、第４条第１項第２号及び同じく第１項第４条に明記してございます。

また、現在の技術士試験の第二次試験について、現在２０部門９６科目のところ、選択科目の見直しにより２０部門６９科目となり、上下水道部門については、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されることから、布設工事監督者の資格要件の定義を改める必要があるため、本条例についても引用している部分の第３条第１項第４条中または旧中等学校令による中等学校及び同じく第１項第８号中または水道環境を削除するものとなっております。

次のページをお願いします。

附則で、施行期日につきましては、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行前に行われた技術士法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の第 3 条第 1 項第 8 号の規定については、同法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすとなっております。

次のページをお願いします。

新旧対照表でございます。このページから最終 5 ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ここで、午前 10 時 50 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 49 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 22 号から議案第 25 号までを説明させていただきます。

議案第 22 号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、使用料等を改正となることから本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を添付していますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第２３号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましても、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い、使用料等が改正となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は、平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第２４号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましても、本年１０月に改正されます消費税及び地方消費税の改正に伴い使用料等が改正となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は平成３１年１０月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第２５号、中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例。

中山間地域活性化推進基金条例を廃止する。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例（案）。

中山間地域活性化推進基金条例は廃止する。

この基金につきましては、平成１０年に設置し、町における各イベント、例えば、口熊野のマラソンだとか、農業祭等の支援を行いまして、町内の活性化を図る目的で推進してまいりました。

これらイベント等も恒例化行事として軌道に乗り、基金設置の当初の目的をおおむね達成したとして、今回、当基金を廃止するものでございます。

附則で、この条例は平成３１年３月２９日から施行するとしてございます。

以上、何とぞご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願いします。

私のほうからは、議案第２６号についてご説明を申し上げます。

議案第２６号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

１、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。

上富田町産業振興・文化交流館でございます。

２、指定管理者となる団体。

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字上ワ通り２５３７番地の５７、一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構、代表理事浦聖治でございます。

３、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの３カ年としております。

提案理由。

この一般社団法人は熱中小学校事業の運営母体でありまして、現在同施設の管理だけでなく、地域住民の憩いの場として広く活用していただいているところであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

私からは、議案第27号についてご説明をいたします。

議案第27号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,768万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,101万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきまして、6款地方消費税交付金では、補正前の額に2,000万円を追加、2億5,000万円と定めてございます。

10款地方交付税、補正前の額に1億976万3,000円を追加。

13款使用料及び手数料、補正前の額から539万3,000円を減額。

14款国庫支出金、補正前の額から2,050万円を減額。

15款県支出金、補正前の額から1,308万9,000円を減額。

16款財産収入、補正前の額から1,299万5,000円を減額。

17款寄付金、補正前の額に865万1,000円を追加。

18款繰入金、補正前の額から1億2,063万7,000円を減額。

20款諸収入、補正前の額から718万2,000円を減額。

21款町債、補正前の額から630万円を減額。

以上歳入合計では、補正前の額から4,768万2,000円を減額し66億8,101万9,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額から285万円を減額し8,241万7,000円と定めてございます。

2款総務費、補正前の額から2,061万円を減額。

3款民生費、補正前の額に291万6,000円を追加。

4 款衛生費、補正前の額から 1, 8 1 8 万 4, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費、補正前の額から 8 4 5 万 9, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費、補正前の額に 2, 0 0 1 万円を追加。

7 款土木費、補正前の額に 4 5 9 万 2, 0 0 0 円を追加。

8 款消防費、補正前の額から 6 1 1 万 3, 0 0 0 円を減額。

9 款教育費、補正前の額から 1, 6 9 8 万 4, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費、補正前の額から 2 0 0 万円を減額。

以上歳出合計では、補正前の額から 4, 7 6 8 万 2, 0 0 0 円を減額し 6 6 億 8, 1 0 1 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第 2 表 地方債補正」です。

いずれも変更で、紀南環境広域最終処分場建設事業、規定の限度額 9 5 0 万円を 7 4 0 万円に、消防施設整備事業を限度額 8 3 0 万円を 5 1 0 万円に、文化会館整備事業、限度額 1 億 5, 1 3 0 万円を 1 億 5, 0 2 0 万円に、地方創生事業、限度額 1, 5 3 0 万円を 1, 5 4 0 万円とそれぞれ定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と変更ありません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから 7 ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、2 0 ページをお願いいたします。

2 0 ページでございます。

歳出につきましてご説明いたします。

今回の補正の多くは、事業終了による精算あるいは決算見込みにより諸経費を追加補正または減額補正するものでございます。

詳しい説明の読み上げは省略いたしますが、何とぞご理解いただけますようお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費の 1 目議会費で 2 8 5 万円を減額します。

続いて、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で補正前の額から 5 4 2 万 9, 0 0 0 円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

2 目財産管理費では、補正前の額に 2 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

3目防災対策費では、補正前の額から700万2,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

6目、みんなが学んで花ひらく口熊野上富田事業費では、補正前の額に1,188万1,000円を追加します。

25節積立金、さわやか上富田まちづくり基金積立金を措置するものでございます。

9目地籍調査費では、補正前の額から2,130万9,000円を減額いたします。

4項選挙費、2目町議会議員選挙費では、補正前の額から122万7,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

3目県知事選挙費では、補正前の額に68万5,000円を追加いたします。

5目県議会議員選挙費では、補正前の額に157万円を追加いたします。これは4月7日執行の選挙につきまして、今年度分の執行に要する経費を見込みで措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5項統計調査費の2目基幹統計調査費で、補正前の額に1万6,000円を追加いたします。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で補正前の額から115万2,000円を減額いたします。

28節繰出金、特別会計介護保険繰出金を減額するものでございます。

2目老人福祉費、補正前の額から57万3,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

3目障害福祉費で、補正前の額に125万2,000円を追加いたします。

4目社会児童福祉医療費で、補正前の額に453万6,000円を追加いたします。これは28節繰出金、特別会計後期高齢者医療繰出金を措置するものでございます。

6目消費税率引上負担軽減商品券事業で、今回新たに165万9,000円を措置いたします。本年10月に予定しております消費税等の引き上げに伴ってプレミアム付商品券を配布する予定でございますが、それに伴うシステム改修委託料を措置するものでございます。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で補正前の額に10万円を追加。

2目保育所運営費で、補正前の額に109万4,000円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。

3目児童措置費、補正前の額から400万円を減額いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費で補正前の額から173万8,0

〇〇円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

2目予防費で、補正前の額に16万1,000円を追加いたします。

3目環境衛生費、補正前の額から10万円を減額いたします。

2項清掃費の1目清掃総務費で、補正前の額から1,650万7,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費の1項農業費の1目農業委員会費で、補正前の額から73万9,000円を減額。

2目農業総務費で、補正前の額から897万5,000円をそれぞれ減額いたします。農業総務費の減額につきましては、28節繰出金、特別会計農業集落排水事業繰出金を減額するものでございます。

3目農業振興費で、補正前の額に126万9,000円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。

これは19節負担金補助金及び交付金の中の明細の1番下の行、昨年の台風20号、21号災害に伴って農家の方のビニールハウスが壊れた部分について、災害復興費の補助をいたすものでございます。当初見込みから申し込み件数がふえたので300万円ほどの追加をいたしました。

以降、林業費、1目林業総務費で補正前の額から1万4,000円を減額いたします。

6款商工費でございます。

1項商工費、1目商工総務費で補正前の額に2,001万円を追加いたします。

25節積立金、事業所等立地促進基金積立金を措置するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で補正前の額から48万7,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

同じ7款土木費です。

2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費で補正前の額から100万4,000円。

3目高速道路対策費で15万円をそれぞれ減額いたします。

3項河川費、2目河川改良費で補正前の額から140万円を減額いたします。

4項都市計画費の1目都市計画費で、補正前の額に760万円を追加いたします。

28節繰出金、特別会計公共下水道事業繰出金を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費で、補正前の額に3万3,000円を追加いたします。

8 款消防費、1 項消防費の 1 目常備消防費で、補正前の額から 6 1 0 万円を減額いたします。

2 目非常備消防費で、補正前の額から 3 6 万 3, 0 0 0 円を減額いたします。

3 目水防費で、補正前の額に 3 5 万円を追加いたします。

9 款教育費、1 項教育総務費の 1 目教育委員会費で、補正前の額に 3, 0 0 0 円を追加いたします。

2 目事務局費で、補正前の額から 2 5 2 万円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

2 項小学校費、1 目学校管理費で補正前の額から 7 万 5, 0 0 0 円を減額。

2 目教育振興費で、補正前の額から 1 4 3 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ減額いたします。

3 項中学校費、1 目学校管理費で補正前の額から 1 3 0 万 3, 0 0 0 円。

2 目教育振興費で、同じく 1 6 9 万 8, 0 0 0 円をそれぞれ減額いたします。

次のページをお願いいたします。

4 項社会教育費の 1 目社会教育総務費で、補正前の額から 5 7 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 目生涯学習事業費で補正前の額から 9 万 2, 0 0 0 円を減額。

3 目公民館運営費で 5 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ減額いたします。

次のページをお願いいたします。

4 目人権教育推進費で、補正前の額から 6 万 3, 0 0 0 円。

7 目放課後児童対策費で 1 8 1 万円、9 目文化会館運営費で 8 7 万円、それぞれ補正前の額から減額をいたします。

5 項保健体育費の 1 目保健体育総務費で、補正前の額に 4 2 万 3, 0 0 0 円、2 目体育施設管理費では 3 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ追加いたします。

3 目学校給食費で、補正前の額から 6 9 4 万 5, 0 0 0 円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。

1 0 款災害復旧費の 2 項公共土木施設災害復旧費の 1 目単独災害復旧事業費で、補正前の額から 2 0 0 万円を減額いたします。

5 2 ページ、5 3 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

次に歳入についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、8 ページをお願いいたします。

8 ページ、歳入でございます。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金の 1 目地方消費税交付金、補正前の額に 2, 0 0 0 万円を追加いたしております。

10款地方交付税、1項地方交付税の1目地方交付税で1億976万3,000円を追加いたしております。

13款使用料及び手数料、2項手数料の2目衛生手数料で補正前の額から540万円を減額。

3目農林業手数料で、補正前の額に7,000円を追加いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫支出金の1目総務費国庫負担金で、補正前の額から995万3,000円。

2目民生費国庫負担金で925万7,000円をそれぞれ補正前の額から減額いたしております。

次のページをお願いします。

2項国庫補助金でございます。

その2目民生費国庫補助金で、補正前の額に117万5,000円を追加。

3目衛生費国庫補助金で5万5,000円をそれぞれ追加いたしております。

4目土木費国庫補助金で、補正前の額から256万4,000円を減額いたしております。

3項委託金の農林業費委託金で、補正前の額に4万4,000円を追加いたします。

15款県支出金、1項県負担金の1目総務費県負担金で、補正前の額から497万6,000円。

2目民生費県負担金で178万7,000円をそれぞれ減額するものです。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費県負担金で、補正前の額に1万1,000円を追加いたしております。

2項県補助金の1目総務費県補助金で、補正前の額から125万円を減額。

2目民生費県補助金で、同じく52万6,000円を減額。

3目衛生費県補助金で311万円を減額。

4目農林業費県補助金で188万4,000円を減額。

5目土木費県補助金で167万8,000円をそれぞれ減額いたします。

次のページをお願いします。

同じ2項県補助金でございます。

6目教育費県補助金で、補正前の額から16万円を減額いたしております。

3項委託金の1目総務費委託金で、補正前の額に227万1,000円を追加いたします。

16款財産収入、1項財産運用収入の1目利子及び配当金で、補正前の額から2,000円を減額いたします。

2 項財産売払収入の 2 目砂利売払収入で、補正前の額から 1, 2 9 9 万 3, 0 0 0 円を減額いたします。

次のページをお願いします。

1 7 款寄付金、1 項寄付金の 2 目総務費寄付金で、補正前の額に 8 6 5 万 1, 0 0 0 円を追加いたします。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金の 1 目さわやか上富田まちづくり基金繰入金で 7 0 3 万 5, 0 0 0 円の追加。

2 目中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金で 2, 0 0 0 円の減額。

4 目財政調整基金繰入金で、補正前の額から 1 億 3, 3 7 1 万 7, 0 0 0 円を減額いたします。これは今回の補正に当たっての一般財源の減額分を措置するものでございます。

5 目中山間地域活性化基金繰入金で、今回新たに 6 0 4 万 7, 0 0 0 円を減額いたします。中山間地域活性化基金の残高 6 0 4 万 7, 0 0 0 円を全額繰り入れてこれまでの経費に充当するものでございます。

2 0 款諸収入、2 項雑入の 3 目給食事業収入で、補正前の額から 7 1 5 万 7, 0 0 0 円。

4 目雑入、補正前の額から 2 万 5, 0 0 0 円それぞれ減額するものでございます。

次のページをお願いします。

2 1 款町債、1 項町債の 1 目総務債で、補正前の額に 1 0 万円を追加。

3 目衛生債で、補正前の額から 2 1 0 万円を減額。

5 目消防債で 3 2 0 万円、6 目教育債で 1 1 0 万円それぞれ減額いたします。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第 2 8 号から議案第 3 0 号についてご説明いたします。

議案第 2 8 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 2, 8 7 7 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款県支出金では、補正前の額から 3 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額し 1 1 億 7, 8 3 5 万 9, 0 0 0 円と定めています。

歳入合計では、補正前の額から 3 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額し 1 8 億 2, 8 7 7 万 7, 0 0 0 円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 2 0 万 2, 0 0 0 円を追加し 4, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額から 2 0 0 万円減額。

3 款国民健康保険事業費納付金では、補正前の額から 1 0 3 万円を減額。

5 款保健事業費では、補正前の額から 3 0 万 7, 0 0 0 円を減額。

6 款基金積立金では、補正前の額から 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、補正前の額から 3 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額し 1 8 億 2, 8 7 7 万 7, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ 7 ページをお願いします。

2 歳入です。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金では 3 6 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

1 節普通交付金で 2 0 0 万円、2 節特別交付金で 1 6 4 万 9, 0 0 0 円をそれぞれ減額しています。

8 ページ 9 ページをお願いします。

3 歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 2 0 万 2, 0 0 0 円追加。臨時職員社会保険料等で 1 0 万円、臨時職員賃金で 1 0 万円、普通旅費で 2, 0 0 0 円をそれぞれ追加しています。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費では200万円を減額、高額療養費を減額しています。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分では9万5,000円減額、2 目退職被保険者等医療給付費分では6万4,000円を減額しています。

10 ページ 11 ページをお願いします。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分では66万7,000円を減額、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分では3万円を減額しています。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分では17万4,000円を減額。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では1万7,000円を減額。主なもので11 節需用費で7万円を追加、13 節委託料で8万4,000円を減額しています。

12 ページ 13 ページをお願いします。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費では29万円を減額。臨時職員賃金で11万円、公用車借上料で8万円、保健指導用備品購入費で10万円をそれぞれ減額しています。

6 款基金積立金、1 目国民健康保険基金積立金では51万4,000円を減額しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

平成30年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,265万1,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額に 5 6 3 万円を追加し 3 億 8, 1 9 6 万 3, 0 0 0 円と定めています。

4 款支払基金交付金では補正前の額に 4 0 万 2, 0 0 0 円を追加。

5 款県支出金では、補正前の額に 1 3 万 4, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金では、補正前の額から 3 8 4 万 2, 0 0 0 円を減額。

9 款諸収入では、補正前の額に 1 2 6 万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 3 5 8 万 4, 0 0 0 円を追加し 1 6 億 5, 2 6 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 2 4 1 万 2, 0 0 0 円を追加し 7, 1 9 4 万 3, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額に 1 6 8 万円を追加。

4 款地域支援事業費では、補正前の額から 5 0 万 8, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、補正前の額に 3 5 8 万 4, 0 0 0 円追加し 1 6 億 5, 2 6 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

8 ページ 9 ページをお願いします。

2 歳入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 3 2 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金では 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では 4 万 8, 0 0 0 円を減額。

3 目包括的支援・任意事業交付金では 2 0 8 万 9, 0 0 0 円を追加。現年度分包括的支援・任意事業交付金で 1 2 万 3, 0 0 0 円を減額、過年度分で 2 2 1 万 2, 0 0 0 円を追加してございます。

4 目介護保険事業費国庫補助金では 1 0 2 万 6, 0 0 0 円を追加、システム改修費補助金を措置しています。

5 目保険者機能強化推進交付金では 2 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 4 5 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 目地域支援事業支援交付金では5 万2, 0 0 0 円を減額しています。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では2 2 万円を追加。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では2 万3, 0 0 0 円を減額。

2 目包括的支援・任意事業交付金では6 万3, 0 0 0 円を減額しています。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では2 1 万円1, 0 0 0 円を追加。

2 目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では2 万3, 0 0 0 円を減額。

3 目包括的支援・任意事業繰入金では6 万3, 0 0 0 円を減額。

4 目包括的支援町単独事業繰入金では1 2 6 万円を減額。

6 目その他一般会計繰入金では2 0 7 万7, 0 0 0 円を減額してまして、事務費繰入金を減額してございます。

9 款諸収入、3 目雑入では1 2 6 万円を追加、介護予防サービス計画費収入を措置しています。

1 2 ページ1 3 ページをお願いします。

3 歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では3 4 1 万2, 0 0 0 円を追加。主なもので、広域事業者指導課共同設置費負担金で2 0 0 万円を減額、介護給付費準備基金積立金で4 0 9 万3, 0 0 0 円を追加しています。

3 項介護認定調査費、1 目認定調査費では1 0 0 万円を減額。主治医意見書作成手数料を減額しています。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、2 目介護予防福祉用具購入費では5 0 万円を追加。介護予防福祉用具購入費補助金を措置しています。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では1 0 0 万円を追加しています。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

6 項特定入所者介護サービス等費、2 目特定入所者介護予防サービス費では1 8 万円を追加。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費では1 0 万8, 0 0 0 円を減額。

3 目一般介護予防事業費では8 万5, 0 0 0 円を減額しています。

2 項包括的支援事業・任意事業費、2 目介護予防ケアマネジメント町単独事業費では

補正額はありますが、歳入予算の財源充当の変更を行ったものでございます。

16 ページ、17 ページをお願いします。

3 目総合相談・権利擁護事業費では5 万円減額。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では3 万2,000 円を減額。

5 目任意事業費では1 万円を減額。

7 目生活支援体制整備事業費では4,000 円を減額。

8 目認知症総合支援事業費では21 万9,000 円を減額しています。

以上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第30 号についてご説明いたします。

議案第30 号、平成30 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3 号）。

平成30 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ454 万9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億9,673 万5,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成31 年3 月4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款繰入金では、補正前の額に453 万6,000 円を追加し1 億9,467 万1,000 円と定めています。

5 款諸収入では、補正前の額1 万3,000 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に454 万9,000 円を追加し2 億9,673 万5,000 円と定めています。

歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連納付金では、補正前の額に443 万8,000 円を追加し2 億8,197 万4,000 円と定めています。

3 款保健事業費では、補正前の額に9 万8,000 円を追加。

5 款諸支出金では、補正前の額に1 万3,000 円を追加。

歳出合計では、補正前の額に454 万9,000 円を追加し2 億9,673 万5,000 円と定めています。

3 ページをお願いします。

3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2 歳入です。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金では 4 5 3 万 6, 0 0 0 円を追加。療養給付費繰入金で 4 4 3 万 8, 0 0 0 円、その他一般会計繰入金で 9 万 8, 0 0 0 円をそれぞれ追加しています。

5 款諸収入、1 目雑入では 1 万 3, 0 0 0 円を追加。過年度保険料返納金を措置しています。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3 歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 4 4 3 万 8, 0 0 0 円を追加。過年度分療養給付費負担金を措置しています。

3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費は 9 万 8, 0 0 0 円を追加。人間ドック費補助金を措置しています。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金では 1 万 3, 0 0 0 円を追加。過年度保険料還付金を措置しています。

以上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号をご説明申し上げます。

議案第 3 1 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 8 7 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 3 4 4 万 6, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に484万4,000円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額20万円を追加。

4款繰入金、補正前の額から791万7,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から287万3,000円を減額し1億9,344万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から287万3,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から287万3,000円を減額し1億9,344万6,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1目農業集落排水事業負担金484万4,000円を追加し588万1,000円。

2款使用料及び手数料、1目農業集落排水使用料20万円を追加し6,084万2,000円。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から791万7,000円を減額し1億2,654万7,000円と定めてございます。

次の8、9ページをお願いします。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1目総務費55万6,000円を減額。

2目施設維持管理費231万7,000円減額。

計としまして、補正前の額から287万3,000円を減額し7,567万2,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号をご説明申し上げます。

議案第32号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）。

平成30年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,814万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に450万円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額に40万円を追加。

3款国庫支出金、補正前の額から470万円を減額。

5款財産収入、補正前の額に6万円の追加。

6款繰入金、一般会計繰入金、補正前の額に920万円を追加。

基金繰入金、補正前の額から60万円を減額。

8款諸収入、補正前の額から41万円を減額。

9款町債、補正前の額から670万円を減額。

歳入合計では、補正前の額に175万円を追加し3億3,814万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額に175万円を追加し2億1,346万6,000円。

2款公債費、補正額ゼロで1億2,468万1,000円。

歳出合計では、補正前の額に175万円を追加し3億3,814万7,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

今回の変更につきましては、限度額の8,700万円を8,030万円に変更するものです。起債の目的、利率、償還の方法についての変更はございません。

次の5から7ページの補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

8、9 ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 目公共下水道受益者負担金で 4 5 0 万円を追加。

2 款使用料及び手数料、1 目公共下水道使用料で 4 0 万円を追加。

3 款国庫支出金、1 目公共下水道事業費国庫補助金では 4 7 0 万円を減額。

5 款財産収入、1 目利子及び配当金では 6 万円を追加。

次のページ、1 0 から 1 1 ページをお願いします。

6 款繰入金、1 目一般会計繰入金では 9 2 0 万円を追加。

1 目下水道事業基金繰入金では、補正前の額から 6 0 万円を減額。

8 款諸収入、1 目雑入では 4 1 万円を減額。

9 款町債、1 目公共下水道事業債では 6 7 0 万円を減額。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、1 目公共下水道事業費では 2 0 1 万 4, 0 0 0 円を追加。主なものとしまして、委託料、岩田地区管渠設計委託料 4, 0 0 0 万円を減額し、工事請負費で生馬 1 0 工区布設工事請負費として 2, 8 0 0 万円を追加してございます。

2 目施設維持管理費では 2 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

計としまして、補正前の額に 1 7 5 万円を追加し 2 億 1, 3 4 6 万 6, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款公債費、1 目元金、補正額はゼロで 9, 0 6 0 万 3, 0 0 0 円。

計としまして、補正額ゼロで 1 億 2, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

以上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ここで 1 3 時 3 0 分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 2 7 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

私からは、議案第33号についてご説明をいたします。

議案第33号、平成31年度上富田町一般会計予算。

平成31年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億9,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきまして、1款町税で16億4,149万9,000円と定めてございます。

2款地方譲与税で5,650万円。

3款利子割交付金で500万円。

4款配当割交付金で1,100万円。

5款株式等譲渡所得割交付金で400万円。

6款地方消費税交付金で2億5,000万円。

7款ゴルフ場利用税交付金で1,800万円。

8款自動車取得税交付金で700万円。

9 款環境性能割交付金で 3 0 0 万円。

この 9 款は、今年度、3 1 年度から新たにできる項目でございます。本年 1 0 月 1 日から上の 8 款の部分、自動車取得税が環境性能割という税金に変更になります。そのため、これは県税でございますので、その一部を市町村に交付される部分がこの 9 款環境性能割交付金でございます。

1 0 款地方特例交付金で 4, 6 5 5 万 7, 0 0 0 円。

こちらの 2 項子ども・子育て支援臨時交付金についても、3 1 年度に新たにできる項目でございます。1 0 月 1 日からの幼児教育無償化に伴う経費について、平成 3 1 年度は全額国から交付をいただいて実施をするということになってございますので、その分の交付金でございます。

3 ページをお願いいたします。

1 1 款地方交付税で 1 8 億円。

1 2 款交通安全対策特別交付金で 1 5 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金で 3, 8 2 9 万 5, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料で 1 億 3, 7 1 7 万 5, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金で 6 億 1, 5 4 8 万 7, 0 0 0 円。

1 6 款県支出金で 4 億 9, 1 8 7 万 1, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入で 3, 9 0 3 万円。

1 8 款寄付金で 1, 0 1 0 万円。

1 9 款繰入金で 1 億 5, 9 9 4 万 3, 0 0 0 円。

2 0 款繰越金で 1, 0 0 0 万円。

次のページをお願いします。

2 1 款諸収入で 1 億 4, 3 5 4 万 3, 0 0 0 円。

2 2 款町債で 3 億 5 0 万円。

以上、歳入合計では、5 7 億 9, 0 0 0 万円と定めてございます。

次の 5 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1 款議会費で 8, 5 5 9 万 5, 0 0 0 円。

2 款総務費で 7 億 2, 1 6 7 万 5, 0 0 0 円。

3 款民生費で 2 0 億 4, 3 6 3 万 9, 0 0 0 円。

4 款衛生費で 7 億 2, 0 4 0 万 1, 0 0 0 円。

5 款農林水産業費で 2 億 5, 5 9 1 万 1, 0 0 0 円。

6 款商工費で 6, 4 3 6 万 4, 0 0 0 円。

7 款土木費で 3 億 4 8 4 万 8, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

8 款消防費で 2 億 1, 0 0 6 万 9, 0 0 0 円。

9 款教育費で 6 億 8, 2 5 0 万円。

1 0 款災害復旧費で 3 2 0 万円。

1 1 款公債費で 6 億 9, 6 7 9 万 8, 0 0 0 円。

1 2 款予備費で 1 0 0 万円。

以上、歳出合計では 5 7 億 9, 0 0 0 万円と定めてございます。

次、7 ページをお願いします。

「第 2 表 債務負担行為」です。

総合計画策定事業で、平成 3 2 年度に限度額を 3 5 0 万円と定めてございます。

産業振興・文化交流館指定管理事業で、平成 3 2 年度から平成 3 3 年度まで 1 5 0 万円とそれぞれ定めてございます。

次のページをお願いします。

8 ページでございます。

「第 3 表 地方債」です。

地方創生事業で限度額を 9 0 0 万円と定めてございます。

災害援護資金で 3 5 0 万円。

紀南環境広域最終処分場建設事業で 6, 8 6 0 万円。

保健センター整備事業で 1, 3 4 0 万円。

道路橋梁等整備事業で 2 0 0 万円。

地方道路等整備事業で 1, 8 0 0 万円。

消防施設整備事業で 6 0 0 万円。

臨時財政対策債で 1 億 8, 0 0 0 万円とそれぞれ定め、合計では限度額を 3 億 5 0 万円と定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 5 7 ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

私から、議案第34号から議案第37号についてご説明いたします。

議案第34号、平成31年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成31年度上富田町特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億541万4,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款国民健康保険税で、4億455万5,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で10万円。

3款県支出金で13億1,794万4,000円。

4款財産収入で4,000円。

5款繰入金で1億7,479万8,000円。

6款繰越金で1万円。

7款諸収入で800万3,000円。

歳入合計では19億541万4,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で、4,802万3,000円と定めています。

2 款保険給付費で 1 3 億 1 3 6 万 5, 0 0 0 円。

3 款国民健康保険事業費納付金で 5 億 2, 0 9 5 万 9, 0 0 0 円。

4 款共同事業拠出金で 1, 0 0 0 円。

5 款保健事業費で 3, 1 7 8 万 2, 0 0 0 円。

6 款基金積立金で 4, 0 0 0 円。

7 款公債費で 7 5 万円。

8 款諸支出金で 2 5 3 万円。

歳出合計では、1 9 億 5 4 1 万 4, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 3 5 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 3 5 号についてご説明いたします。

議案第 3 5 号、平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 億 9, 4 0 6 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料で、3億3,357万円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億7,633万9,000円。

4款支払基金交付金で4億125万5,000円。

5款県支出金で2億1,307万4,000円。

6款財産収入で1,000円。

7款繰入金で2億6,041万3,000円。

8款繰入、繰越金で1万円。

9款諸収入で940万2,000円。

歳入合計では15億9,406万5,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で4,677万1,000円。

2款保険給付費で14億1,729万2,000円。

3款公債費で1,816万7,000円。

4款地域支援事業費で1億1,133万4,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で1,000円。

歳出合計では、15億9,406万5,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」です。

事項は、第8期介護保険事業計画等策定事業、期間は平成32年度、限度額を280万円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終37ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、平成31年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成31年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,969万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料で、1億531万1,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で1万円。

3款繰入金で1億9,292万9,000円。

4款繰越金で1万円。

5款諸収入で143万7,000円。

歳入合計では、2億9,969万7,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で、850万5,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で2億8,846万4,000円。

3款保健事業費で253万円。

4款公債費で18万8,000円。

5款諸支出金で1万円。

歳出合計では2億9,969万7,000円と定めております。

5ページをお願いします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終18 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、平成31年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成31年度上富田町の特別会計診療所事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,894万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款診療収入では706万8,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で2万5,000円。

3款繰入金で1,185万6,000円。

歳入合計では、1,894万9,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費で1,513万5,000円と定めています。

2款医業費で358万9,000円。

3款公債費で22万5,000円。

歳出合計では1,894万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終14ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 38 号をご説明申し上げます。

議案第 38 号、平成 31 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成 31 年度上富田町特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,805 万 8,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 31 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入 2,000 円。

2 款諸収入 1 億 2,805 万 6,000 円。

歳入合計では 1 億 2,805 万 8,000 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費 1 億 2,655 万 8,000 円。

2 款公債費 150 万円。

歳出合計では 1 億 2,805 万 8,000 円と定めてございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 14 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

それでは、私のほうからは議案第３９号及び議案第４０号についてご説明を申し上げます。

議案第３９号、平成３１年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成３１年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５万３，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

１款諸収入、１項貸付金元利収入４５万２，０００円。

２款繰越金、１項繰越金、１，０００円。

歳入合計４５万３，０００円と定めております。

次に、歳出でございます。

１款公債費、１項公債費４５万３，０００円。

歳出合計４５万３，０００円と定めております。

次の３ページから８ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第４０号でございます。

議案第４０号、平成３１年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成３１年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８３万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入183万円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、同じく183万円と定めております。

次の3ページから8ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは、議案第41号についてご説明申し上げます。

よろしくお願いします。

議案第41号、平成31年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成31年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ607万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入1,000円。

2款繰越金1,000円。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項貸付金元利収入607万2,000円。

歳入合計といたしまして607万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款総務費607万5,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

なお、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終9ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくお願いします。

私からは議案第42号から議案第44号をご説明申し上げます。

議案第42号、平成31年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成31年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,610万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金103万7,000円。

2款使用料及び手数料6,210万円。

3款財産収入8,000円。

4款繰入金1億3,295万5,000円。

歳入合計では1億9,610万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費7,832万6,000円。

2款公債費1億1,777万4,000円。

歳出合計では１億９，６１０万円と定めてございます。

次のページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終の１５ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第４３号をご説明申し上げます。

議案第４３号、平成３１年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成３１年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億８０万９，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１億円と定める。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成３１年３月４日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

歳入でございませう。

１款分担金及び負担金１，１４０万８，０００円と定めてございませう。

２款使用料及び手数料７，６８５万２，０００円。

３款国庫支出金３，８００万円。

４款県支出金２４１万２，０００円。

５款財産収入１３万円。

６款繰入金、一般会計繰入金１億２７２万５，０００円、基金繰入金７３８万２，０００円。

７款繰越金２０万円。

8 款諸収入 2 0 0 万円。

9 款町債 5, 9 7 0 万円。

歳入合計では 3 億 8 0 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、1 億 7, 4 2 8 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款公債費 1 億 2, 6 5 2 万 7 0 0 0 円。

歳出合計では 3 億 8 0 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

「第 2 表 地方債」でございます。

起債の目的、1、公共下水道事業、限度額 5, 9 7 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いします。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 2 1 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 4 4 号をご説明申し上げます。

議案第 4 4 号、平成 3 1 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、平成 3 1 年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数 6, 9 0 0 戸。2、総配水量 6 7 7 万 1, 0 0 0 立米。3、1 日平均配水量 1 万 8, 5 0 0 立米。4、配水設備改良事業費 1 億 6, 9 6 2 万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款水道事業収益 5 億 3, 2 7 8 万 7, 0 0 0 円、第 1 項営業収益 4 億 7, 3 7 4 万 9, 0 0 0 円、第 2 項営業外収益 5, 9 0 3 万 7, 0 0 0 円、第 3 項特別収益 1, 0 0 0 円。

支出。

第 1 款水道事業費用 4 億 7, 7 7 9 万 1, 0 0 0 円、第 1 項営業費用 4 億 3, 2 3 4 万円、第 2 項営業外費用 4, 2 4 5 万円、第 3 項特別損失 1, 0 0 0 円、第 4 項予備費

300万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億523万円は、損益勘定留保資金1億9,004万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,519万円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入1億1,400万円、第1項工事負担金400万円、第2項企業債1億1,000万円。

支出。

第2款資本的支出3億1,923万円、第1項建設改良費1億7,012万円、第2項企業債償還1億4,750万8,000円、第3項有形固定資産160万2,000円。

次のページをお願いします。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、アセットマネジメント計画策定業務。期間、平成32年度から平成33年度まで。限度額、2,717万円。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、岩田地区配水管布設替工事費、限度額1億1,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費4,960万3,000円。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

平成31年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページから最終35ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、栗田君。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第45号をご説明申し上げます。

議案第45号、平成31年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成31年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ453万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入448万8000円。

2款繰越金5万円。

3款諸収入1,000円。

歳入合計では453万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費195万7,000円。

2款総務費で258万2,000円。

歳出合計では453万9,000円と定めてございます。

次のページ、3ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終の10ページまで、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって日程48までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第36、議案第33号、平成31年度上富田町一般会計予算の件から、日程第48、議案第45号、平成31年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの13件につきまして、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第45号につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。第1委員会室までご移動願います。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時22分

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長並びに副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、11番、山本明生君、副委員長に、8番、松井孝恵君が就任されました。

委員長初め各委員の皆様、大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いいたします。

ます。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月11日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

引き続き2時40分から全員協議会を開催いたしますので、第1委員会室にお集まりください。

延会 午後2時23分